

委員会提出議案第1号

地方自治法第180条の規定による市長専決処分事項の指定  
の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項  
及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年9月25日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 岡本安弘

地方自治法 180 条の規定による市長専決処分事項の指定の一部改正

地方自治法 180 条の規定による市長専決処分事項の指定(平成 18 年 3 月 8 日議決)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>議会の権限に属する事項中次の事項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>裁判外又は訴え提起前の和解(その目的の価額が 50 万円以下のものに限る。)に関する事及び当該和解において法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。</u></p> <p>(3) <u>訴えの提起(訴訟の目的の価額が裁判所法(昭和 22 年法律第 59 号)第 33 条第 1 項第 1 号に規定する価額(以下「基準額」という。)以下のものに限る。)に関する事。</u></p> <p>(4) <u>訴訟上の和解(その目的の価額が基準額以下のものに限る。)に関する事及び当該和解において法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。</u></p> <p>(5) <u>調停(その目的の価額が基準額以下のものに限る。)に関する事及び当該調停において法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 383 条の規定による支払督促の申立てにより<u>基準額以下の金銭等の給付を請求する場合で、同法第 395 条の規定により当該支払督促の申立てのときにあったものとみなされる訴えの提起及び和解に関する事。</u></p> <p>(8) 略</p>	<p>議会の権限に属する事項中次の事項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>1 件 50 万円以内において、法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。</u></p> <p>(3) <u>訴訟の目的の価額が裁判所法(昭和 22 年法律第 59 号)第 33 条第 1 項第 1 号の規定により簡易裁判所が裁判権を有することとされる価額以下の訴えの提起、和解及び調停に関する事。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 383 条の規定による支払督促の申立てにより<u>裁判所法第 33 条第 1 項第 1 号の規定により簡易裁判所が裁判権を有することとされる価額以下の履行を請求する場合で、民事訴訟法第 395 条の規定により当該支払督促の申立てのときにあったものとみなされる訴えの提起及び和解に関する事。</u></p> <p>(6) 略</p>

附 則

この改正は、議決の日から施行する。